

# 鳥取県公報

平成13年12月7日(金)  
第7340号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	災害対策基本法による指定地方公共機関の指定 (676) (防災危機管理課) ..... 1
	町の区域の変更等 (677) (市町村振興課) ..... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (678) (県民活動推進課) ..... 8
	県道の供用の開始 (679) (道路課) ..... 9
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更 (680) (都市計画課) ..... 9
<b>選管告示</b>	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (78) .....10
<b>教委規則</b>	鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (13) (高等学校課) .....10
<b>教委告示</b>	平成14年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 (24) (高等学校課) .....11
<b>調達公告</b>	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....13
<b>雑 報</b>	平成13年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者.....15

## 告 示

### 鳥取県告示第676号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定による指定地方公共機関として平成13年11月30日次のとおり指定した。

平成13年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

社団法人鳥取県バス協会

社団法人鳥取県看護協会

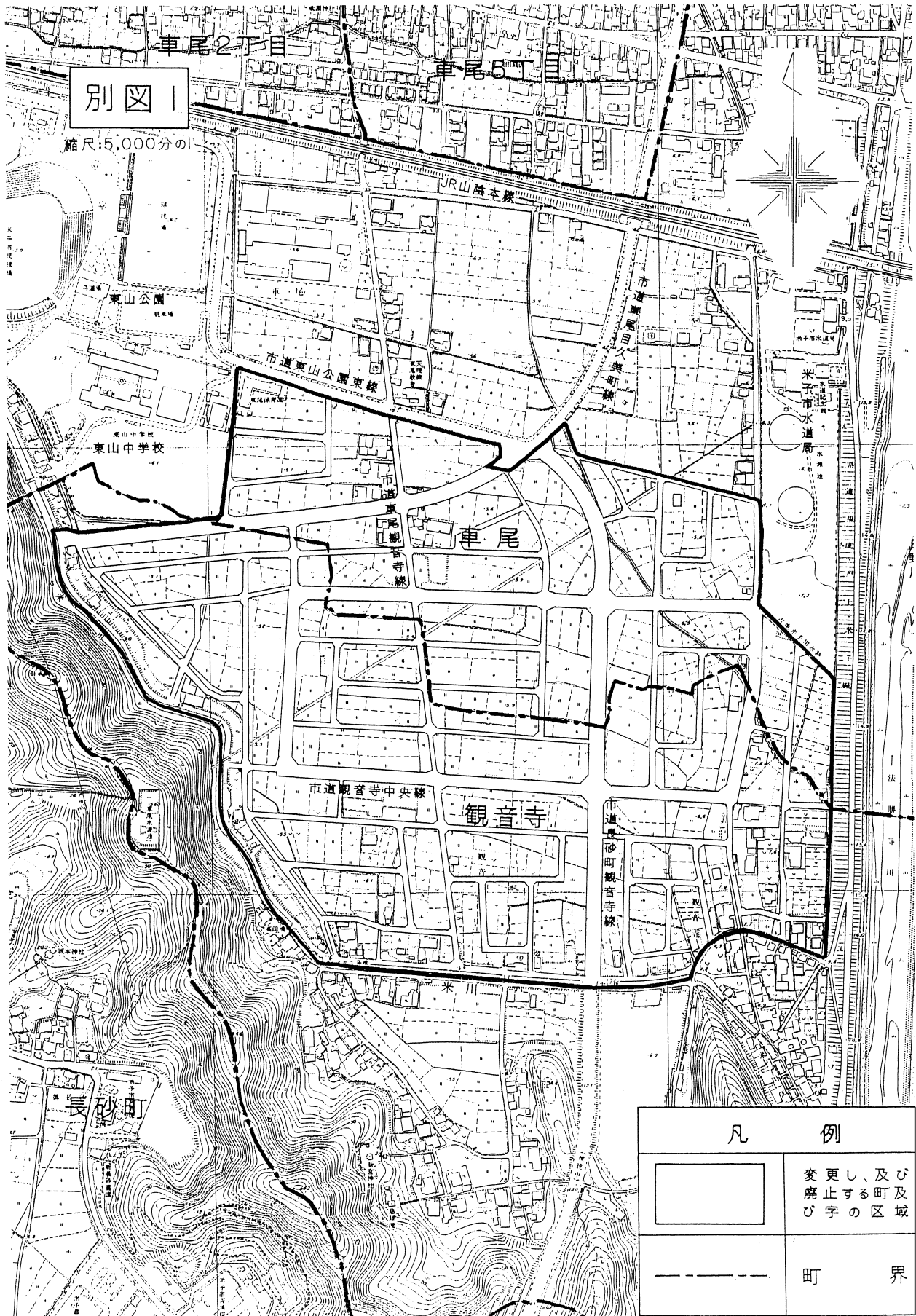
### 鳥取県告示第677号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、米子市長から別図1に示す区域内の町の区域を変更し、並びに字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図2に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の変更、字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成14年3月1日からその効力を生ずる。

平成13年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博



別図1

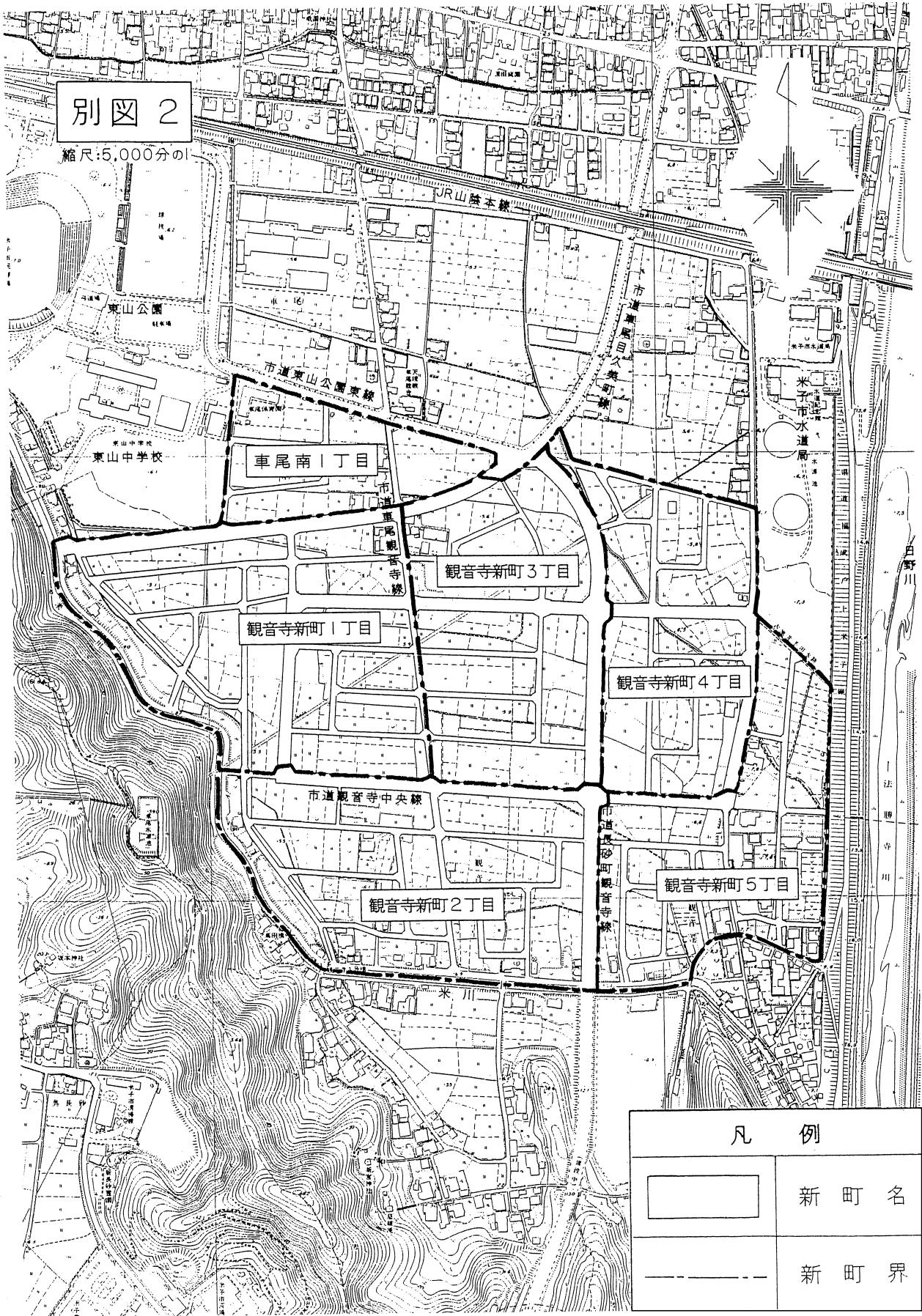
縮尺:5,000分の1

凡 例

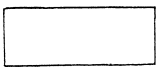
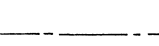
	<p>変更し、及び 廃止する町及 び字の区域</p>
	<p>町 界</p>

別図 2

縮尺:5,000分の1



凡 例

	新 町 名
	新 町 界

新たに画する町の 名称	同左の区域(平成12年6月15日現在の地番による。)
観音寺新町1丁目	<p>車尾字土井434の2から434の5まで、435の3、435の4、435の6、435の7、436の1、436の4、437の2の一部、437の4から437の6まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字野正517の1、517の2、517の4の一部、517の7、517の8の一部、517の10の一部、517の11、517の12、517の13の一部、517の14、517の15、517の16の一部、517の22の一部、517の23の一部、517の25から517の28まで、517の30、518の2から518の6まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字野正西519の1の一部、519の2の一部、520の一部、521の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字油免611の3の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字久下625の2から625の5までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字三反田のうち626の一部、627の1の一部、627の2の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに641の7と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>観音寺字岩崎のうち647の一部、648の一部、652の一部、653の5の一部、675の2の一部、682の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに680の1から680の4まで、681の1、681の4、681の5、682の1、682の2と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>観音寺字五反田695、695の1、696、697の1、697の2、698の1から698の3まで、699から701まで、702の1、702の2、703、704の1から704の8まで、705の1、705の2、706の1から706の3まで、707の1、707の2の一部、707の3の一部、707の4、708の1、708の2、708の3の一部、710の1、710の2、710の5、710の6の一部、710の7、710の9、710の11、711の1の一部、711の2、711の6、711の9の一部、711の18、711の19及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
観音寺新町2丁目	<p>観音寺字竹ノ下のうち288の1から288の5まで、289の1、289の2、290、290の2及び291の1から291の4まで、292の1から292の9まで、294の2と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>観音寺字樋ノ口のうち323の2、326の2、327の2、328の2、329の2と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>観音寺字免ヶ坪のうち405の2、406の2、406の3、409の2、409の4、410の1から410の3まで、411の2、417の3、417の4と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>観音寺字修理田419の1から419の6まで、420の1から420の3まで、421、422、423の1から423の3まで、424の1、424の2、425の1、425の2、426の1、426の2、427の1から427の4まで、428の1から428の6まで、429の1、429の2、430の1の一部、430の2の一部、430の4の一部、431の1の一部、452の一部、453の一部、454、455、456の1から456の7まで、457から462まで、463の1、463の2、464から468まで、469の1、469の2、470、472の1、472の2、473から475まで、476の1、476の2、477、479、480、481の1の一部、481の2、482の1から482の3まで、483、484の1、484の2、485の一部、488から490までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>観音寺字オノ後608の1の一部、610の一部、611の一部、612の1の一部、612の2の一部</p> <p>観音寺字久下619の1の一部、619の3の一部、619の8の一部、620の1から620の5まで、621、622、623の1から623の5まで、624の1、624の2、625の1から625の5までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字三反田626の一部、627の1の一部、627の2の一部及びこれらと一体をなす国有</p>

	<p>地</p> <p>観音寺字岩崎647の一部、648の一部、652の一部、653の5の一部、675の2の一部、682の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
観音寺新町3丁目	<p>車尾字高黒405の1の一部、405の2の一部、405の3、405の4の一部、406の1の一部、408の5の一部、409の1の一部、409の2の一部、409の5、409の6、410の1、410の3、411、412の2から412の8まで、412の9の一部、412の10の一部、412の11、412の13及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>車尾字古川413、414の1、414の2、415、416の1から416の3まで、417、418の一部、425の一部、426の一部、427、428の一部、429の1、429の2、430の1、430の2、431の1、431の2及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字土井のうち434の2から434の5まで、435の3、435の4、435の6、435の7、436の1、436の4、437の2の一部、437の4から437の6まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>車尾字スゲサ442の1から442の3までの一部、443の1の一部、443の2の一部、445の一部、446の4及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字野正517の3、517の5、517の6の一部、517の18から517の21まで、517の24、518の1及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字オノ後609の1、609の2の一部、609の3、609の4、609の5の一部、609の6、609の7、610の一部、611の一部、612の1の一部、612の2の一部、613の1から613の3まで、614から616まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字久下617、618、619の1の一部、619の2、619の3の一部、619の4から619の7まで、619の8の一部、625の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字三反田641の7と一体をなす国有地の一部</p>
観音寺新町4丁目	<p>車尾字上河原12の一部、18の1の一部、19の一部、20の一部、24の一部、25の1の一部、25の2の一部、25の3、25の4、25の5の一部、25の6、25の7及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字柳堀353の1から353の4まで、354の1から354の3まで、358の1、360の1、361の1、361の4と一体をなす国有地の一部</p> <p>車尾字内河原379の4の一部、380の1の一部、380の2、381の1、381の2の一部、381の3、381の4、381の6から381の8まで、382の1から382の6まで、383の1から383の7まで、384、385の1、385の2、386の1、386の2、387、388の1から388の8まで、388の10、388の11、389の1、389の2、390、391の1から391の3まで、392の1、392の2、393の1、393の2、394から396まで、397の1から397の3まで、398の1、398の2、399の1、399の2、400、401の1から401の9まで、402の1から402の6まで、403の1から403の5まで、404の1から404の5まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>車尾字高黒405の1の一部、405の2の一部、405の4の一部、406の1の一部、406の2、406の3、407の1、408の5の一部、409の1の一部、409の2の一部、412の1、412の9の一部、412の10の一部、412の12及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>車尾字古川418の一部、419から421まで、422の1から422の8まで、423、424、425の一部、426の一部、428の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字トイノ口495の3の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字外河原下583の1から583の3までの一部、584の2、585の2、585の3の一部、586の1の一部、586の2、587の1の一部、587の2</p>

	<p>観音寺字トイノ口下588の1から588の5まで、589の1から589の3まで、590の1から590の3まで、591の1から591の3までの一部、591の5、592の一部、593の一部、594、595の1、595の2、596の1から596の4まで、597及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字オノ後598、599の1、599の2、600の1から600の4まで、601から603まで、604の一部、608の1の一部、608の2の一部、609の2の一部、609の5の一部、610の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
観音寺新町5丁目	<p>車尾字上河原1の1、1の2、2の1から2の3まで、3の1、3の2、4から8まで、9の1、9の2、10の1から10の3まで、11、12の一部、13の1から13の4まで、14、15の1、15の2、16、17の1、17の2、18の1の一部、18の2、19の一部、20の一部、21の1、21の2、22の1、22の2、23、24の一部、25の1の一部、25の2の一部、25の5の一部、26の1、26の2、27の1、27の2、28の1、28の2、28の4から28の6まで、29の3、30の1、31の1、34の1、35の3、39の1及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>車尾字内河原379の4の一部、380の1の一部、381の2の一部</p> <p>観音寺字修理田430の1の一部、430の2の一部、430の3、430の4の一部、431の1の一部、431の2、432の1、432の3から432の5まで、433の1、433の2、434、435の1から435の3まで、436の1、436の2、437の1、437の2、438から440まで、441の1から441の3まで、442の1から442の4まで、443の1から443の3まで、444の1から444の5まで、445から450まで、451の1、451の2、452の一部、453の一部、481の1の一部、485の一部、486の1、486の2、487、488から490までの一部、491の1、491の2、492、493及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>観音寺字トイノ口494、495の1、495の2、495の3の一部、496、496の2、497、497の2、498、498の2から498の4まで、499、500の1から500の3まで、501の1、501の2、502の1から502の7まで、503、504の1、504の2、505の1、505の2、506から508まで、509の1から509の3まで、510の3、510の4、510の7、510の9、510の10、511の3及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字外河原550の3、552の11、552の14、552の15、552の17、552の18、552の27、553の1から553の4まで、554の1から554の4まで、555の1から555の9まで、556及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>観音寺字外河原下557の1から557の6まで、558の1から558の11まで、559の1、559の2、560の1、560の2、561の1から561の5まで、562の1、562の2、563、564の1、564の2、565、566の1から566の7まで、567の1から567の4まで、568の1から568の3まで、569の1、569の2、570、572の1から572の4まで、573の1から573の6まで、574の1から574の12まで、575の1から575の3まで、576の1、576の2、577の1から577の4まで、578の1から578の6まで、579の1から579の3まで、580の1、580の3から580の5まで、580の7、580の9から580の11まで、581の2から581の5まで、582の1から582の5まで、583の1から583の3までの一部、583の4、585の3の一部、586の1の一部、586の3、587の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>観音寺字トイノ口下591の1から591の3までの一部、591の4、592の一部、593の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>観音寺字オノ後604の一部、605から607まで、608の1の一部、608の2の一部</p>
車尾南1丁目	<p>車尾字スゲサ442の1から442の3までの一部、443の1の一部、443の2の一部、444、445の一部、446の1、447の1及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字野正513の1、514の1から514の3まで、514の8から514の11まで、515の1から515</p>

	<p>の13まで、516の1から516の10まで、517の4の一部、517の6の一部、517の8の一部、517の9、517の10の一部、517の13の一部、517の16の一部、517の22の一部、517の23の一部、517の29及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字野正西519の1の一部、519の2の一部、520の一部、521の1の一部、521の2、521の3、522の1から522の3まで、523、524、525の1、525の2、526の1、526の2、526の4から526の6まで、527の1、527の2、527の4、528の1、528の3、528の4、529の1、529の4、529の7及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>車尾字八反田531及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>車尾字油免609の2、609の3、610の4、611の3の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
--	---

区域を変更する町及び字の名称	同左の区域(平成12年6月15日現在の地番による。)
車尾字上河原	車尾字上河原のうち1の1、1の2、2の1から2の3まで、3の1、3の2、4から8まで、9の1、9の2、10の1から10の3まで、11、12、13の1から13の4まで、14、15の1、15の2、16、17の1、17の2、18の1、18の2、19、20、21の1、21の2、22の1、22の2、23、24、25の1から25の7まで、26の1、26の2、27の1、27の2、28の1、28の2、28の4から28の6まで、29の3、30の1、31の1、34の1、35の3、39の1及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
車尾字柳堀	車尾字柳堀のうち353の1から353の4まで、354の1から354の3まで、358の1、360の1、361の1、361の4と一体をなす国有地の一部以外の区域
車尾字内河原	車尾字内河原のうち379の4、380の1、380の2、381の1から381の4まで、381の6から381の8まで、382の1から382の6まで、383の1から383の7まで、384、385の1、385の2、386の1、386の2、387、388の1から388の8まで、388の10、388の11、389の1、389の2、390、391の1から391の3まで、392の1、392の2、393の1、393の2、394から396まで、397の1から397の3まで、398の1、398の2、399の1、399の2、400、401の1から401の9まで、402の1から402の6まで、403の1から403の5まで、404の1から404の5まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
車尾字高黒	車尾字高黒407の2、407の3、408の1から408の4まで、409の3、409の4、410の2及びこれらと一体をなす国有地
車尾字スゲサ	車尾字スゲサのうち442の1から442の3まで、443の1、443の2、444、445、446の1、446の4、447の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
車尾字野正	車尾字野正のうち513の1、514の1から514の3まで、514の8から514の11まで、515の1から515の13まで、516の1から516の10まで、517の1から517の16まで、517の18から517の30まで、518の1から518の6まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
車尾字野正西	車尾字野正西527の3、529の5、529の6、530の1から530の3まで及びこれらと一体をなす国有地
車尾字八反田	車尾字八反田のうち531及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
車尾字油免	車尾字油免のうち609の2、609の3、610の4、611の3の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
観音寺字竹ノ下	観音寺字竹ノ下288の1から288の5まで、289の1、289の2、290、290の2及び291の1から291の4まで、292の1から292の9まで、294の2と一体をなす国有地の一部
観音寺字樋ノ口	観音寺字樋ノ口323の2、326の2、327の2、328の2、329の2と一体をなす国有地の一部

観音寺字免ヶ坪	観音寺字免ヶ坪405の2、406の2、406の3、409の2、409の4、410の1から410の3まで、411の2、417の3、417の4と一体をなす国有地の一部
観音寺字修理田	観音寺字修理田419の1、419の3、419の4、426の2、427の3、427の4、431の2、432の3、432の4、435の2、436の2、442の3、442の4、443の2と一体をなす国有地の一部
観音寺字トイノ口	観音寺字トイノ口のうち494、495の1から495の3まで、496、496の2、497、497の2、498、498の2から498の4まで、499、500の1から500の3まで、501の1、501の2、502の1から502の7まで、503、504の1、504の2、505の1、505の2、506から508まで、509の1から509の3まで、510の3、510の4、510の7、510の9、510の10、511の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
観音寺字外河原	観音寺字外河原のうち550の3、552の11、552の14、552の15、552の17、552の18、552の27、553の1から553の4まで、554の1から554の4まで、555の1から555の9まで、556及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
観音寺字外河原下	観音寺字外河原下のうち557の1から557の6まで、558の1から558の11まで、559の1、559の2、560の1、560の2、561の1から561の5まで、562の1、562の2、563、564の1、564の2、565、566の1から566の7まで、567の1から567の4まで、568の1から568の3まで、569の1、569の2、570、572の1から572の4まで、573の1から573の6まで、574の1から574の12まで、575の1から575の3まで、576の1、576の2、577の1から577の4まで、578の1から578の6まで、579の1から579の3まで、580の1、580の3から580の5まで、580の7、580の9から580の11まで、581の2から581の5まで、582の1から582の5まで、583の1から583の4まで、584の2、585の2、585の3、586の1から586の3まで、587の1、587の2及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
観音寺字岩崎	観音寺字岩崎680の1から680の4まで、681の1、681の4、681の5、682の1、682の2と一体をなす国有地の一部
観音寺字五反田	観音寺字五反田707の2の一部、707の3の一部、708の3の一部、709の1、709の2、710の3、710の4、710の6の一部、710の10、711の1の一部、711の3から711の5まで、711の7、711の8、711の9の一部、711の10から711の17まで、711の20、711の21及びこれらと一体をなす国有地並びに695、695の1、696、697の1、697の2、710の1、710の2、710の5から710の7まで、710の9、710の11と一体をなす国有地の一部
廃止する字の名称	車尾字古川、車尾字土井、観音寺字トイノ口下、観音寺字オノ後、観音寺字久下、観音寺字三反田

**鳥取県告示第678号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年1月29日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成13年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成13年11月29日



## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新住まい学ネットワーク

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 廣

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市若葉台南六丁目24 - 9

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、生活者に対して、住環境が及ぼす健康対策の病気予防、家族の絆を重視した間取りなどの暮らし方、省エネルギーに配慮した住宅設計など、住まいや住まいを取り巻く環境にかかる「新住まい学」講座の開催などにより、安全で安心して生活できる住宅と住まい方に対する認識を深め普及し、広く市民の健全な生活と暮らしの維持に貢献する事を目的とする。

**鳥取県告示第679号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年12月7日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉由良線	東伯郡大栄町大字六尾字夢地213 - 1 地先から同町大字西園字三津寺519 - 1 地先まで	平成13年12月10日
羽合東伯線	東伯郡大栄町大字西園字三津寺519 - 3 地先から同町大字六尾字夢地214 - 7 地先まで	"

**鳥取県告示第680号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した理事の氏名及び住所

又 賀 清 一 松江市北堀町289 - 3

松 本 功 境港市上道町1905

井 上 博 夫 松江市黒田町495 - 4

米 田 幸 久 境港市外江町1984 - 2

矢 田 一 郎 米子市尾高1692

押 本 祐 次 米子市河崎1 - 13

山 根 勝 美 松江市西浜佐陀町495 - 4

足 立 聡 境港市福定町104

平成13年8月22日退任

## 就任した理事の氏名及び住所

又 賀 清 一 松江市北堀町289 - 3  
松 本 功 境港市上道町1905  
井 上 博 夫 松江市黒田町495 - 4  
米 田 幸 久 境港市外江町1984 - 2  
矢 田 一 郎 米子市尾高1692  
押 本 祐 次 米子市河崎1 - 13  
山 根 勝 美 松江市西浜佐陀町495 - 4  
足 立 聡 境港市福定町104  
平成13年11月12日就任 任期5年

---

## 選挙管理委員会告示

---

**鳥取県選挙管理委員会告示第78号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成13年12月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,786
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	163,093
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,536
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,688
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,142
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,984
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,973
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,675
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,052
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,217
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,035
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,795

---

## 教育委員会規則

---

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月7日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

**鳥取県教育委員会規則第13号**

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域に <u>関し必要な事項を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第50条第1項に基づき、</u> 鳥取県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域を定めるものとする。

## 附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第24号**

平成14年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成13年12月7日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

## 平成14年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

## 1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	80人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	80人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	80人

## 2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条各号のいずれかに該当する者

## 3 出願方法

## (1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

## (2) 出願期間

平成14年4月2日（火）から同月4日（木）まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、平成14年4月3日（水）までの消印のあるものに限る。

## (3) 受付期間

午前9時から午後5時まで

## (4) 受付場所

各募集高等学校

## 4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

## 5 学力検査の日時等

## (1) 日時

平成14年4月9日（火）午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）

## (2) 場所

各募集高等学校

## (3) 学力検査の教科

国語（国語 及び国語 ）、数学（数学 ・数学A及び数学 ・数学B）及び英語（英語 及び英語 ）

## 6 合格者の発表

平成14年4月11日（木）正午、各募集高等学校に合格者の受検番号を掲示する。

## 7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

## (1) 開示請求ができる期間

平成14年4月11日（木）から1月間

## (2) 開示する場所

各募集高等学校

## 8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

## 9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期及び第2学期の2期とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工事名 東郷ダム管理設備工事
- (2) 工事場所 東伯郡東郷町大字別所
- (3) 工事内容

本件工事は、東郷ダムの操作制御設備を設計、製作、据付け及び調整をする工事である。

### (4) 工事の詳細

#### ア ダム管理用制御処理設備

演算処理装置 1 式

入出力処理装置 1 式

遠方手動操作卓 1 式

情報伝達処理装置 1 式

機側電送装置（主水位計、副水位計、取水設備、充水設備及び放流設備のデータを電送するための装置） 1 式

ソフトウェア 1 式

#### イ テレメータ・放流警報設備

テレメータ警報監視制御装置 1 式

有線観測警報装置 1 式

水位観測局観測装置（宇坪谷川合流及び東郷橋） 1 式

水位計装置（既設の水位計設備を改造すること。） 1 式

#### ウ C C T V 設備

C C T V 制御装置 1 式

C C T V 機側盤 1 式

#### エ ダム管理用遠隔監視設備

情報伝達処理設備 1 式

ソフトウェア 1 式

#### オ 電気設備

予備発電器 1 式

- (5) 工 期 平成14年1月から平成15年3月20日まで

- (6) 予定価格 468,302,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、通信設備工事に係るものを有すること。

- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気通信工事の総合評点が1,100点以上であること。
- (5) 平成13年12月7日（金）から同月19日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要項に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しが完成しているダムの流水管理に関する演算処理、放流設備の操作及び操作の支援を行うダム管理用制御処理設備工事（以下「同種工事」という。）を元受けとして受注し、かつ、下請業者の施工によらずに自ら設計、製作、据付け及び調整をした実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の現地での施工期間中は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。
- イ 電気通信工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成13年12月7日（金）から同月19日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

## 雑 報

平成13年10月21日に実施した鳥取県知事の委任に係る平成13年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成13年12月7日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河 野 正 三

大 田 昌 彦	太 田 敏 明	両 川 直 樹	若 川 大 介	西 尾 茂
小 林 健 次	杉 村 忠 輔	田 中 道 信	竺 原 登美江	齋 江 絵 梨
高 橋 良 明	山 根 知 子	太 田 睦 子	植 木 恵 子	杉 本 博有紀
鉄 本 弘 美	藤 井 春 俊	和田木 美 和	牧 田 香 織	網 川 佐知子
中 尾 淳 子	堀 内 三穂里	岡 本 政 憲	伊 藤 哲 賢	松 本 博 史
上 川 寛 行	戸 田 絢 史	池 田 雅 人	山 本 健 一	平 田 和 久
中 島 仁 志	西 尾 涉	森 広 恵	森 原 隆 広	西 脇 千 恵
加 藤 喜 久	岡 秀 人	柳 野 直 樹	岸 本 京 子	尾 崎 大 造
谷 本 和 美	岡 本 英 明	森 下 勉	藤 田 智 子	二 岡 裕 明
清 水 広 志	澤 田 雄 一	前 田 真 教	山 本 成 人	松 本 慎
高 塚 仁	松 岡 岩 司	岸 本 匡 史	西 尾 勝 実	松 田 三和子
高 梨 猛	森 下 敬 三	佐 藤 彩	村 中 耕 作	松 下 東 世
坂 本 健 一	角 隆 司	佐々木 勇 臣	日 置 哲 男	

